

加入光ファイバに係る 接続制度の在り方について

2015年3月19日

ソフトバンクBB株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社
ソフトバンクモバイル株式会社

この度は、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、意見発表を行う機会をいただき、厚くお礼申し上げます。

次ページより弊社意見を述べさせていただきます。

1. 総論 ①第二次答申後の取組に関する評価について

ヒアリング項目

これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組の成果をどのように評価すべきか。

【第二次答申の整理】

光配線区画の見直しは、「他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応」

結論

配線区画 見直し

- 既存の光配線区画の統合
- 接続事業者向けに光配線区画を新設
- 補完的措置としてエントリーメニュー導入

分岐単位 接続料

- 光配線区画見直しにより、**競争阻害要因が解消されることを前提に設定見送り**

1. 総論 ①第二次答申後の取組に関する評価について

<前ページ続き>

【第二次答申後対応策結果】

1. 既存光配線区画 見直し

- ・ 統合率はごく僅か(NTT東殿で約**0.9%**、NTT西殿で約**3.1%**)
- ・ NTT東西殿も**抜本の見直しは困難**とコメント*

※「可能な範囲で統合等は進めていくものの、抜本的に見直すことは困難です。」
(平成26年12月18日「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申案に対するNTT東西殿意見抜粋)

2. 接続事業者向け 光配線区画新設

- ・ 高額な費用発生により**利用意向事業者なし**
(分岐端末回線月額料金:261円⇒**503円**、システム開発費:**14億円**)*

※ 平成27年2月19日_第22回接続政策委員会資料より

3. エントリーメニュー

- ・ **利用実績なし**(非競争エリア限定且つ3年間の支払総額変わらず)

光配線区画見直し等の取組みは、**効果を上げていない**

第二次答申の前提が崩れている以上、

接続料算定方式について見直しを行うことが不可欠

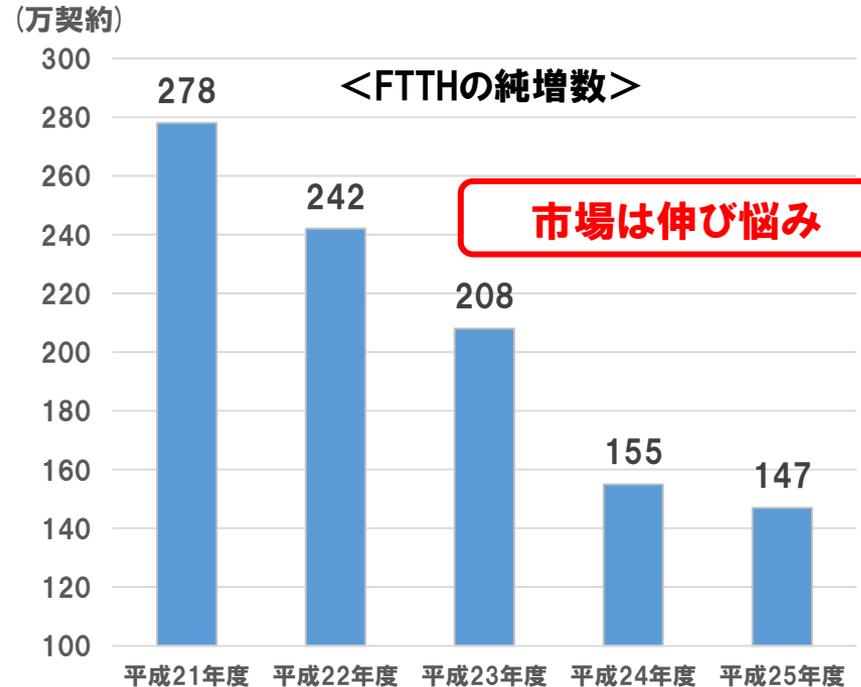
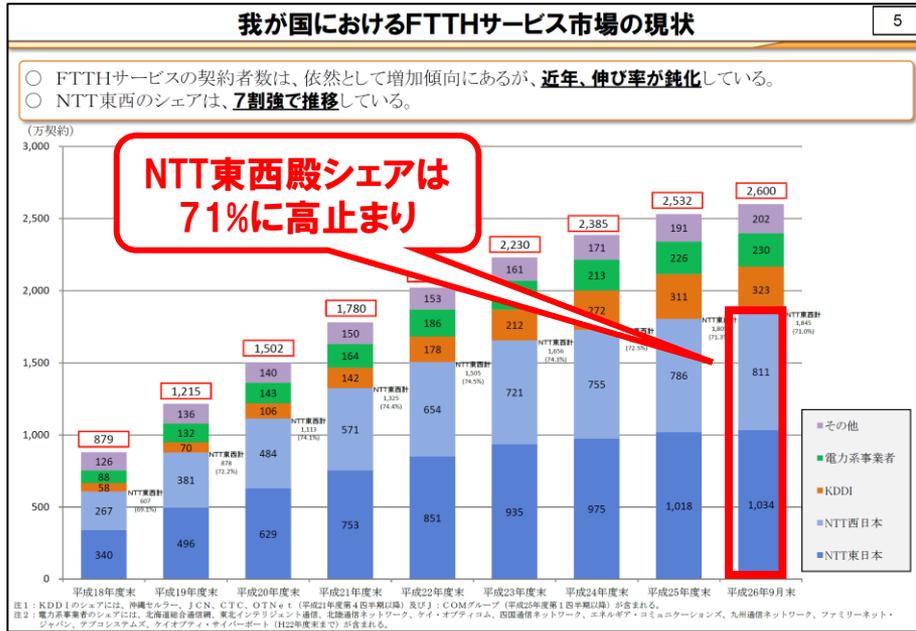
1. 総論 ② 接続事業者の参入を容易にするための更なる措置について

ヒアリング項目

これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組の成果を踏まえて、接続事業者の参入を容易にするための更なる措置を検討する必要があるか。

以下①～③の理由により、新規参入促進のための更なる措置を導入し、**利用率向上を図るべき**

① FTTH市場の伸び率は鈍化する中、NTT東西殿のシェア高止まり



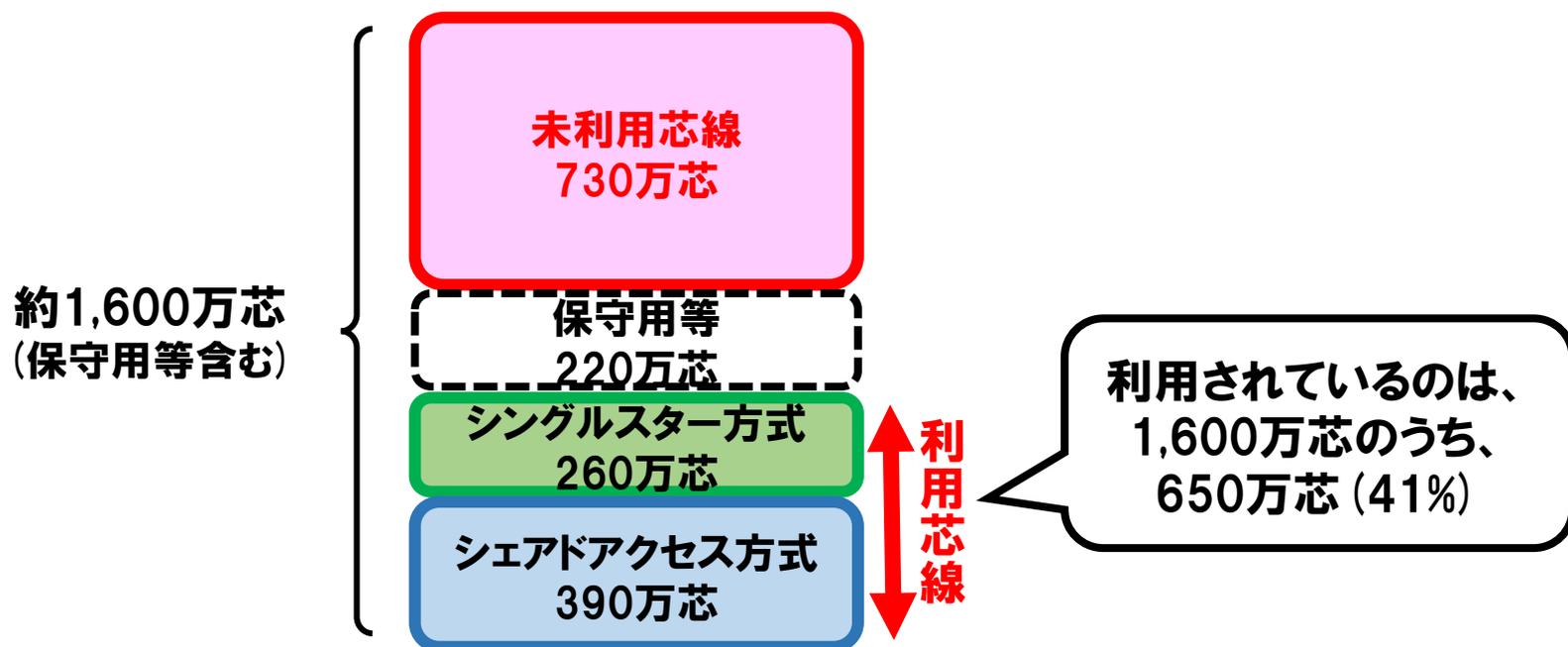
平成27年2月19日_第22回接続政策委員会資料に弊社で一部追記

<次ページに続く>

1. 総論 ②接続事業者の参入を容易にするための更なる措置について

<前ページ続き>

- ② NTT東西殿の芯線利用率は41%に低迷
敷設された光ファイバを有効活用し、サービス利用を促進する政策が必要



平成27年2月19日_第22回接続政策委員会資料より弊社作成

<次ページに続く>

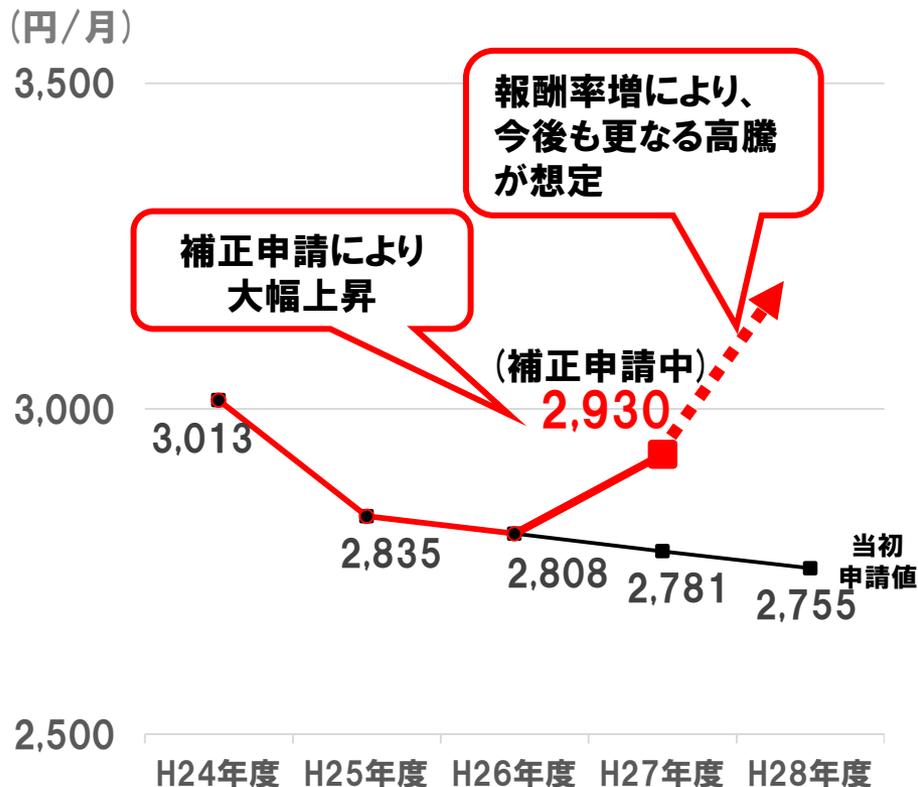
1. 総論 ②接続事業者の参入を容易にするための更なる措置について

<前ページ続き>

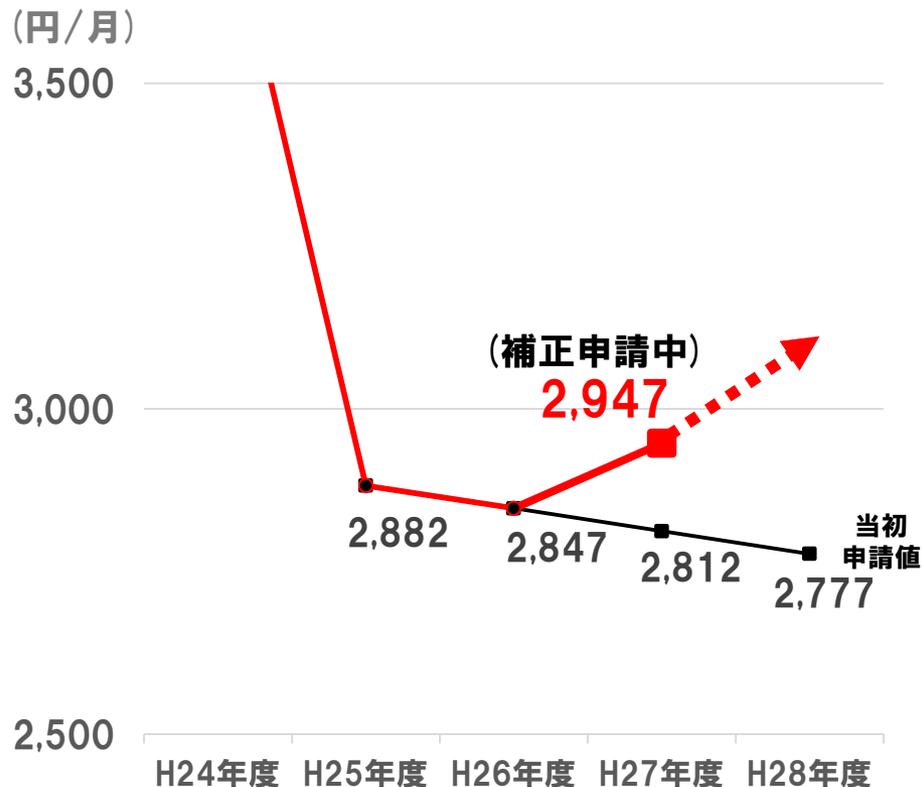
- ③ 芯線利用率が低迷したまま(41%)であり、報酬率増の影響を回避できず、接続料が上昇。今後も上昇が予想され、**新規参入のハードルは更に高いものに**

【シェアドアクセス方式の主端末回線接続料推移】

<NTT東日本殿>



<NTT西日本殿>



1. 総論 ③「光配線区画」における利用者獲得の現状について

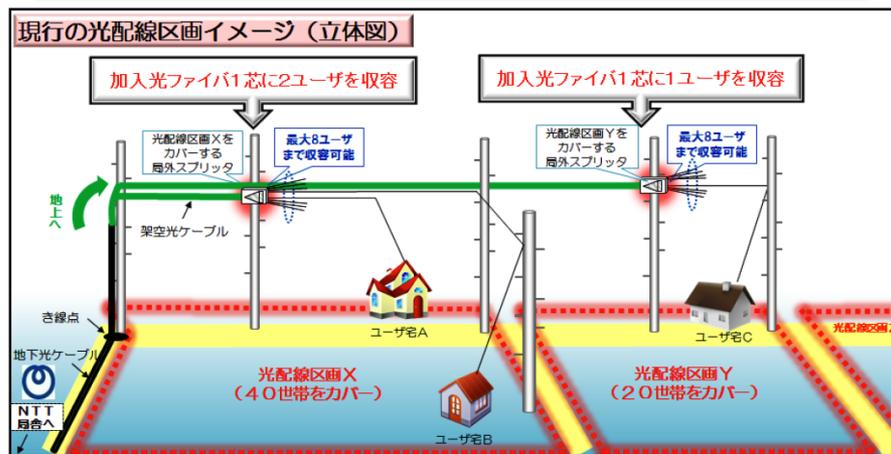
ヒアリング項目

「光配線区画」の中で、多くの利用者を獲得することが現状で困難なのはなぜか。また、課題を解消するためにどのような措置が考えられるか。

【光配線区画に係る問題点】

- ① 1のスプリッタがカバーする地理的範囲（光配線区画）は、NTT東西が決定。
(隣の区画の利用者を収容することは物理的に不可能)
- ② 1光配線区画に存在する世帯の数は、40-50程度(集合住宅を含む)。
(1芯の主端末回線を共有することのできる潜在的な利用者数が物理的に制約されるおそれ)

ユーザCは、ユーザA、Bとは異なる光配線区画に所在するため、このケースでは、2芯分の加入光ファイバを借りることが必要



平成27年2月19日_第22回接続政策委員会資料より

**光配線区画には物理的な制約が存在、
更に、集合住宅を除く平均世帯数は20～30程度と想定
採算が取れるレベルまで収容数を増加させることが困難**

<次ページに続く>

1. 総論 ③「光配線区画」における利用者獲得の現状について

<前ページ続き>

具体的には、

- ① NTT東西殿と同程度の収容率3/8を獲得するためには、**30%以上のシェア※**が必要

※マンションを除く光配線区画あたり世帯数20戸(想定)×超高速ブロードバンド利用率約50%×シェア30%≒3収容

- ② 新規参入事業者は、収容率で勝るNTT東西殿※に対し**コストハンデを抱えたまま競争を強いられる**

※平成26年度末時点見込みで、NTT東殿:3.8、NTT西殿:3.1(平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定(申請概要)より)

以上から、現在の市場環境では**新規参入は困難**

収容率に依存しない競争環境が必要

1. 総論 ⑤「サービス卸」との関係について

ヒアリング項目

NTT東西が「サービス卸」を始めたことが、今回の議論にどのような影響を及ぼすのか。

- 「サービス卸」の開始は、今回の議論に影響を与えない
- FTTH普及促進のためには、様々な選択肢があることが有効
- 特に、**接続によるファイバ利用は、サービス競争の観点から重要な選択肢**（詳細、次ページ）
- 加えて、接続は、接続料や接続条件が総務大臣の認可制であり、どの事業者にも一律に適用されるため、公正な競争環境が確保可能

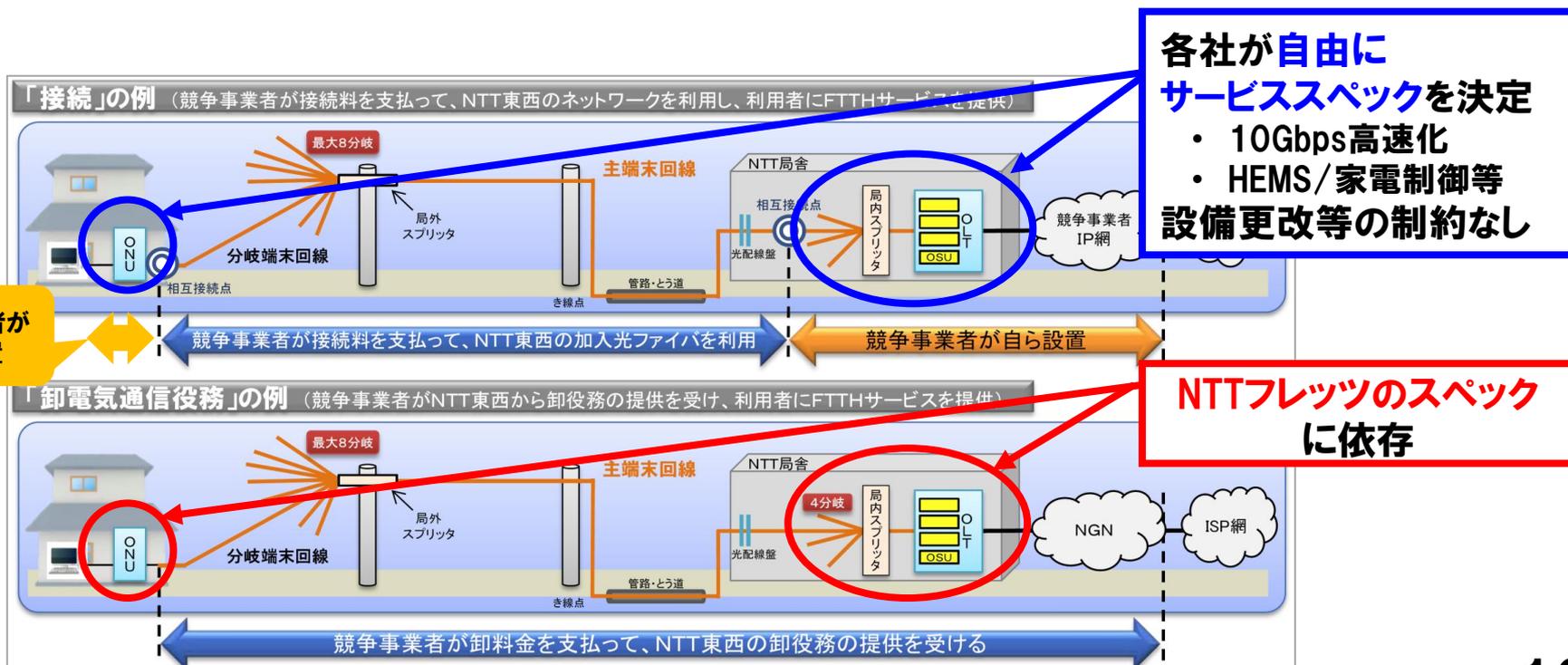
<次ページに続く>

1. 総論 ⑤「サービス卸」との関係について

<前ページ続き>

サービス競争

- 「サービス卸」は、**再販に過ぎず、フレッツと同スペック**
- 接続によるファイバ利用は、自らも局内装置 (OLT/OSU等) や宅内装置 (ONU) を設置するため、**サービスの工夫がしやすく、様々なサービスを打ち出すことが可能**
(例) 10Gbpsの高速通信、または低速低料金のサービス、HEMS・家電制御等の高付加サービス



2. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方

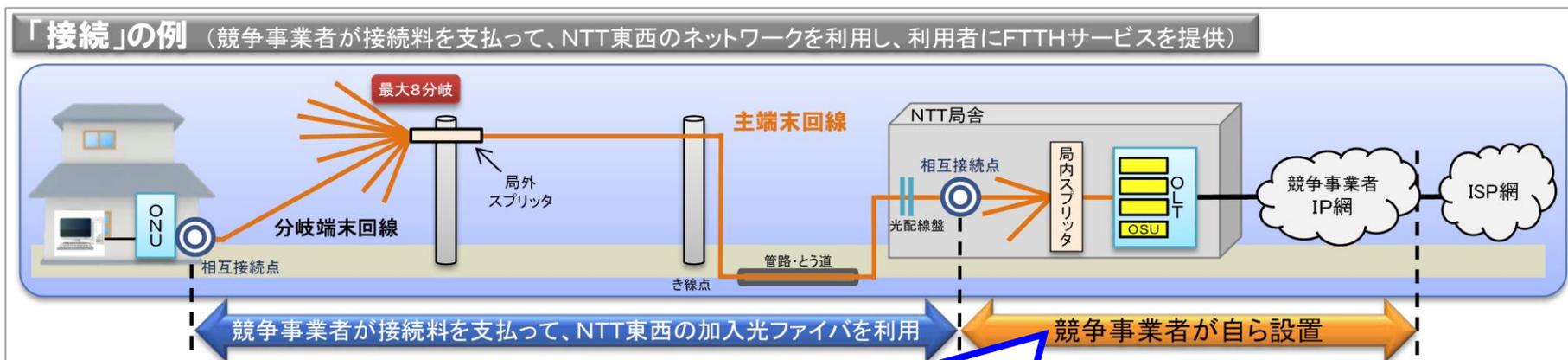
① 収容率の向上に対するインセンティブについて

ヒアリング項目

接続事業者の参入によって、収容数の少ない主端末回線が増えると、設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれるという懸念に対応するため、収容率の向上に対する何らかのインセンティブが必要か。

弊社は、OLT/OSUを自社設置し、FTTH市場に参入したい
OLT/OSUの設備投資のため、収容率向上のインセンティブは働く

【OSU専用方式による構成図】



自社設備(OLT/OSU)の収容率の効率化が必要であり、当然、主端末回線の収容率向上も不可欠

平成27年2月19日_第22回接続政策委員会資料に弊社で一部追記

2. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方

② 接続料原価を構成する個別費用について

ヒアリング項目

接続料の算定方法については、現行の方法では全ての費用が主端末回線数(芯線数)に連動することが前提とされているが、未利用芯線に係る費用や共通経費を含む個別の費用が何に連動して発生しているかをより精緻に分析する必要があるか。また、これらの費用についてどのように考えていけばよいか。

※ 接続料の体系は、制度上、費用の発生の様態を考慮し、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定することを原則としているが、上記のような前提(全ての費用が主端末回線の芯線数に連動)を置くことに合理性はあるか。

以下4つの観点から、**ユーザ単位の負担**とすることが妥当

① 設備量の変動要素(ドライバ)はユーザ数

② ユーザ単位で費用配賦を行った事例あり(メタル・光の費用配賦)

③ ユーザ数増により既存のユーザの単価も軽減

④ ユーザ単位で同等の競争条件

※ 詳細は次ページ

<次ページに続く>

2-② 接続料原価を構成する個別費用について

<前ページ続き>

①設備量の変動要素(ドライバ)はユーザ数

- ケーブル敷設の設備量は、将来の需要も想定したユーザ数を満たすように設計
- そのため、ケーブル敷設のコストドライバはユーザ数であり、コストドライバであるユーザ数でコスト負担することは、合理的

②ユーザ単位で費用配賦を行った事例あり(メタル・光の費用配賦)

- 「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成25年5月23日)において、電柱等・土木設備に係る費用は、ユーザ数比でメタル回線と光回線にコスト配賦
- これは、ケーブルに係る費用をユーザ数で負担する考え方の妥当性を示すものとする

<次ページに続く>

2-② 接続料原価を構成する個別費用について

<前ページ続き>

③ ユーザ数増により既存のユーザの単価も軽減

- 未利用芯線(59%)を含めたコストを、41%の稼働芯線の利用者で負担している現状においては、未利用芯線を活用し、芯線利用率を向上させることが重要
- そのためには、新規参入促進により一人でもユーザを増やすことが必要
- 結果、1ユーザあたりの単価は低廉化し、**既存利用者の負担額が軽減するケースも**(以下の例参照)

<例>

総芯線数:100芯
総コスト:150,000円

	利用	未利用
	A社	—
芯線数	50	50
ユーザ数	150	
収容率	3/8	
ユーザあたり単価	1,000円	

B社
新規参入

総芯線数:100芯
総コスト:150,000円

	利用		未利用
	A社	B社	—
芯線数	50	5	45
ユーザ数	150	5	
収容率	3/8	1/8	
ユーザあたり単価	968円		

約3%減

2-② 接続料原価を構成する個別費用について

<前ページ続き>

④ ユーザ単位で同等の競争条件

- ADSLでは、ユーザ単位で条件が同じであり、事業者の規模に関わらず多数の事業者が参入することでサービス競争や料金競争が進展
- FTTHでも同等の条件を確保し、多数の事業者の参入を促進すべき時期と考える

3. その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方

○ 具体的な課題と対応について

ヒアリング項目

加入光ファイバに係る接続料の算定方法以外で、具体的にどのような競争政策上の課題があるか。また、課題への対処としてどのような対応が必要と考えられるか。

※ パブリックコメントでは、NTT東西が設置したシェアドアクセス方式の加入光ファイバを、接続事業者が「接続」により利用してFTTHサービスを提供する際に、光配線区画がNTT東西により変更(分割)されてしまう、提供される情報だけでは光配線区画の明確な把握が困難であるといった指摘があるが、具体的にはどのような課題か。

費用負担見直しを早期に実施すべき

- ・ 費用負担見直しによりシステム改修が必要になる場合、早期実施のため、ユーザに直接影響のない事業者間精算等は、**システム改修と並行してマニュアル運用対応頂きたい**(事業者間精算は、事後調整が可能)

光配線区画情報に係るNTT東西殿運用を改善すべき

- ・ **光配線区画情報の提供期間短縮**
(弊社の光配線区画情報の購入手続きから**情報提供までに3か月程度**を要している)
- ・ 既にシェアドアクセス方式で光サービスに参入している他社からも、**配線区画情報の不正確性や運用面での課題が指摘**